

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

◆ 福島第一原発で汚染水漏れ事故発覚

原発再稼働、輸出は優先政策に疑問

◆ 石綿胸水で労災認定

休業補償請求？平均賃金は実際よりも半分

◆ 胆管がん1人労災認定

30代死亡男性 大阪の17人と別会社

◆ 外国人実習性職場立ち入り

84.5%202カ所違反 昨年・労働局

◆ アスベストユニオンひろしま

2013年9月17日

臨時総会開催のご案内

第220号

広島労働安全衛生センター

福島第一原発で汚染水漏れ事故発覚

原発再稼働、輸出は優先政策に疑問

3・11東日本大震災でおきた東京電力福島第一原発事故に関して、私たち広島労働安全衛生センターは、ワーク&ヘルス191号で『核と人類は共存できない』ことを強く表明した。その後、懸念していた汚染水が危機的な状況に陥っていることが明らかになってきた。東電はこの事実をようやく最近になって認め、対策を講じようとしている。

この福島第一原発事故を東電任せにしてきた安倍政権にも批判が向けられ、とりわけ海外のメディアは強い関心を寄せている。こうした批判があるのにも拘らず安倍首相は、東京オリンピック招致を天秤にかけ、解決に向けた対策を先送りしようとしている。

しかし、この汚染水漏れ事故を放置していると大変な問題に発展することになる。すでにマスコミ報道では海に漏れ出た放射能は高濃度で大量であること。報道によるとストロンチウムは半減期約30年が10兆ベクレル流出しているという。想像もできない量である。第2として、日々増え続ける汚染水が近い時期に敷地内の貯蔵タンクが満タンになるといわれている。これに関連して敷地内に設置したタンクは、突貫工事で行った代物であるから僅か2年半余りでタンクが歪み、汚染水が漏れ出すのも無理もないといえる。抜本的な解決が見いだせられない中で泥縄式の対応に東電は終始してきている。

汚染水漏れ対策として東電と政府は、建屋周辺の地中を凍らせ、氷の壁で囲む「凍土壁」をつくる方針をとろうとしている。これに対し別の専門家は抜本的な解決策にはならないと疑問を投げかけている。これが汚染水問題の現実なのだ。

すでにこの間、放射能物質によって海洋は汚染されているが、これ以上汚染されることになる、世界中から日本は信用を失うであろう。

福島第一原発事故をめぐるのは、当時の民主党政権が「事故収束」宣言を行った。が、この事実を見れば明らかなように、事態は一向に進展していない。汚染水問題と同様にこれから先、溶解した放射能物質をどのようにして取り出すのか。また、原子炉そのものの廃炉にむけた手順が明らかにされていない。

民主党政権から自民党政権に移行した安倍政権は、こうした問題に真剣に取り組もうとせず、原発の再稼働と原発を輸出するといった政策を行おうとしている。全くもって無責任極まりない姿勢であり絶対に許せるものではない。

安倍政権に限らず歴代の政権が言ってきた「原発の安全神話」は福島第一原発事故によって崩壊した。その上一旦事故が起きれば収束不可能な事態に陥り、莫大な経費と被害を受けることが明らかになった。それゆえに『核と人類は共存できない』のであり、脱原発社会を実現しなければ子子孫孫に亘って申し訳が立たなくなることを肝命しなければならない。

石綿胸水で労災認定

休業補償請求？平均賃金は実際よりも半分

呉に在住するMさんは、長年大工仕事を通じてアスベスト建材を扱ってきた結果、7年前に「石綿胸水」を発症した。

Mさんは昨年から今年にかけて「健康管理手帳」の交付と、労災申請を監督署に行っていた。「石綿胸水」に関して監督署の段階では労災認否の判断権限がなく、本省での協議事項とされている。

「石綿胸水」は認定が困難との情報もあって半分は諦めかけていた。しかしこの度、「石綿胸水」で労災認定を受けることができた。認定を受けMさんを救済することができセンターとしては歓迎している。その一方で表題にもあるように、休業補償請求を巡ってセンターとして2点のことを主張してきた。

第1点は、休業補償を行う基算時期を「石綿胸水」を発症した7年前までに遡ること。第2点は、平均賃金算出基準はMさんが大工仕事を辞めた時期で行うように申し入れ行ってきた。

ところが監督署の説明によると、「そもそも胸水は他の疾病によっても胸水は起こる可能性がある」ことを強調。確かに医学書にはそう書かれている。しかし、7年前に中国労災病院で「石綿胸水」として診断を受けていると反論。これに関しては、医学的検査を行い確たる検査結果がない以上は7年前までに遡ることはできない。したがって、昨年友和クリニックで診療を開始した時期から療養と休業請求を支払うことを主張。

2点目の平均賃金算出基準については、「賃金台帳による賃金明細書が存在すれば検討するけど、口頭での説明やメモ的な主張では受け入れることはできない」との説明。

Mさんは大工仕事を離れて十数年になり、当時雇用されていた工務店は閉鎖して証明を受けることは困難な状況を主張したが受け入れてはもらえず、監督署が作成している平均賃金で算出することを受け入れるしかなかった。

それによるとMさんが実際に受け取っていた賃金の半分が平均賃金であると判明。もし仮に7年前に遡って補償され、平均賃金についてもMさんが実際に受け取っていた賃金で算出されれば数千万円の金額になる。この格差の大きさに愕然とするばかりであった。

Mさんを労災で救済できたものの、休業補償請求では後味の悪い結果となり釈然としない事案であった。

胆管がん1人労災認定

30代死亡男性 大阪の17人と別会社

印刷会社で働き、胆管がんになった人や遺族の労災請求が相次いでいる問題で厚生労働省は3日、新たに大阪の男性1人を労災認定することを決めた。認定者は合計22人（うち10人が死亡）になった。

この男性は30歳代で死亡している。この日の厚労省の専門家検討会が、印刷機の洗浄液に含まれる化学物質「1、2ジクロロプロパン」に4年間、高濃度でさらされたことが発症の原因と認めた。17人の労災が認められた大阪の印刷会社とは別の会社で働いていた。

そのほか検討した8人のうち、3人（3人とも死亡）は業務との関係性を認めず、福岡の印刷会社で働いていた2人を含む5人は結論を持ち越した。

印刷業で働いていた人や遺族からの胆管がんによる労災請求はこれまで75人（うち48人が請求時点で死亡）から出されている。

9月4日付 朝日新聞朝刊より掲載

外国人実習性職場立ち入り

84.5%202カ所違反 昨年・労働局

広島労働局は29日、県内で外国人技能実習性を雇っている職場のうち、2012年に239カ所で監督署指導を実施し、84.5%あたる202カ所で安全対策の不備など何らかの違反があったと発表した。

労働局によると、県内で実習生を受け入れている約一千カ所。その内問題があるとの情報を得た職場を中心に、立ち入りの監督指導をしている。

違反があった職場は202カ所で、内訳（重複あり）は職場の安全、衛生関連が63.2%、労働時間に関わるものが26.4%など。2階の作業場に手すりがない、協定で1カ月の時間外労働を最大45時間と定めていながら87.5時間働かせていた、などの事例があったという。

違反の割合は08年が73.9%、09年が73.3%、10年が82.2%、11年が83.7%と高止まりしている。水野労働局長は「繰り返し指導していく。実習性の相談コーナーもさらに周知したい」と話している。

法務省によると、県内には12年末で8350人の技能実習性が在留している。

朝日新聞の広島版より掲載

アスベストユニオンひろしま

臨時総会開催のご案内

厳しい残暑も過ぎ、山々には秋の気配が感じられる季節となりました。皆様方におかれましては益々の御健勝のこととお喜び申し上げます。また、平素よりひとかたならぬご厚情にあずかり心よりお礼申し上げます。

さて、表題の「アスベストユニオンひろしま」臨時総会のご案内について申し上げます。私たちは、退職者を中心に「アスベストユニオンひろしま」（2007年7月14日）を結成しました。その後、とりわけIHIにアスベスト被災について企業補償と、様々な要求を打ち立て交渉を行ってきました。しかし当時は、退職者を中心としたアスベストユニオンが労働法制上認知されておらず、よってIHIは話だけは聞くといった不誠実な態度に終始し、交渉は進展を見ることはできませんでした。

こうした要因もあって「アスベストユニオンひろしま」の活動は停滞し、求心力もなくなり開店休業状態に陥りました。広島労働安全衛生センターとしては、事務局員の人事交替を機にアスベストユニオン組織そのものについて整理をはかることとしました。

その結果、一昨年（2011年7月16日呉マリンビューポート）において臨時総会を開催（事務局員と代表者杉本氏を含め4名）し、「アスベストユニオンひろしま」の『凍結』を決定したところです。

『凍結』が意味するものは、活動が再開できる状況になれば『凍結』を解除するということです。しかしその後の状況は今日も再開できる状況にはありません。

したがって、財政上の問題もあり『凍結』を決定して以降、組合費を納入されている方には組合員費をお返しします。こうした事務的な整理をはかりつつ下記の要綱で臨時総会を開催しますので御参加をお願い申し上げます。また、封筒には『参加』『不参加』と議案への『一任する』『一任しない』の往復はがきを入れておきますので合わせて御返事をお願いします。

敬具

記

開催日時 10月26日 14時～15時

開催場所 「マリンビューポートくれ」

編集後記

9月6日第5回事務局会議を開催され個別案件の報告と、以下ことを協議・論議し決定しました。

1、個別案件報告は、今号の「ワーク&ヘルス」で詳しく報告されているように、呉のMさんは「石綿胸水」で労災認定されました。しかしその半面、「休業補償」請求については、Mさんが「石綿胸水」を発症する以前の賃金明細書を所持していないことと、工務店（事業主）が閉店され証明を得ることが出来ないため、厚労省が作成している平均賃金を受けいざるを得ないといった苦汁を強いられました。その結果、Mさんは当時と比較すると半額の賃金で休業補償されることとなりました。

次に、Yさんの「石綿肺癌」の件は9月11日「石綿健康被害救済法」で労災認定を受けることが出来ました。詳しくは次号で報告します。

2、ワーク&ヘルス220号にも掲載されているように、「アスベストユニオンひろしま」の臨時総会を10月26日（土）14時より「マリレビューポートくれ」において開催します。臨時総会開催にむけて組合員の皆さんに参加の呼び掛け文と、参加への意思確認を行うための往復ハガキを作成することを確認しました。

3、「労災・アスベスト110番」開設を年2回行うことを活動方針で確認されています。この方針にしたがって9月28日～29日、10時～18時まで電話相談を行います。

4、中皮腫で亡くなったSさんのご主人の裁判は現在、企業に損害賠償請求を求めて9月30日進行協議が行われます。この進行協議の場には私たちは傍聴はできません。進行協議が終了すれば審問が開始され、そこから傍聴参加が可能になります。審問が決定されれば会員の皆さんに連絡しますので参加のご協力をお願いします。

広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことのできる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会費（月）

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 [尚、会費は本誌購読料を含みます]

ホーム・ページはこちら

hiroshima-raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>

